

Title	私有林に関する試論(一) : 一山林地主の生態について
Sub Title	A study on the private forest property in Japan : economic conditon of a forest owner
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.1 (1954. 1) ,p.71- 90
JaLC DOI	10.14991/001.19540101-0071
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540101-0071

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

勢威、及び比較的の重要 comparative importance (「相對的位置」^(註4)) に寄與する源泉であり、更に労働者賃銀増加の源泉であることを論證したのであつた。「全問題の進行中に地代の形態と耕作者と土地所有者との間の性格及び關係とのあらゆる差違を措けば、一つの偉大なる眞理が辛棒強い豊富な歸納の安固たる基礎の上に願くはおかれていたことを。……すなわち社會のいづれかの二階級の永續的の利得及び利益が他の階級の損失に立脚し得ると考ふるあらゆる體系は本質的に虚偽であり、虚妄であるといふ眞理にである。けだし人類の感情及び同感を……結合せしめてゐるその同じ攝理は、社會の様々の階級の社會的狀態を決定する經濟法則を、それぞれの階級の永續的且つ累進的の繁榮があらゆる階級の共通の向上に本質的に依存するように調節し、もつて自らの目的と全く矛盾するところがないからである。」^(註5)

(註1) Richard Jones, "An Essay", p. 298~299, 「地代論」前掲書 二七八頁。

(註2) Richard Jones, *ibid.*, p. 300, 同 二七九頁。

(註3) Richard Jones, *ibid.*, p. 287, 同 一六九頁。

(註4) Richard Jones, *ibid.*, p. 293, 同 二七三頁(生産力の増進—生産物絶対量の増加)。

(註5) Richard Jones, *ibid.*, p. 328, 同 三〇四頁。

ここに價值視點を有しない經濟理論の階級調和論を素朴な形で見ることが出来る。^(註)

(註) これはミムスの階級調和論 (Adam Smith, *op. cit.*, pp. 247~249) に通ずるものである。基礎は第二章でふれた「資本主義社會における労働」の認識の未成熟にある。その生産力視點のみをうけつぎ發展せしめたジョーンズがこの面で共通の地盤に立つ所以である。(一九五三・一〇)

資料

私有林に関する試論 (一)

—山林地主の生態について—

金丸平八

本稿は、我が國林業の實體を明確に把握する爲の前提條件として、私有林の具體的内容を出来る限り詳細に描き出さんとしたものである。然し、本稿の執筆に際して存した幾つかの制約は、我々の目的を一舉に達成することを著しく困難としている。いま、これに就いて二・三を述べてをかう。

周知の如く、「私有林」といふ呼稱は、國有・御料・公有・社寺有に屬さない山林に對する總括的名稱であつて、これを詳細に検討すれば、多様な所有形態が内包されてゐるのである。従つて、私有林の研究に當つては、先ず、その所有形態を明らかにしてをかなければならない。換言すれば、誰が、如何なる方法によつて所有してゐるかといふことである。これに對し、我々は、以後、本稿に於て私有林と稱するのは、個人によつて所有され經營されてゐる山林^(註1)「個人有林」^(註2)であると規定する。

私有林に関する試論 (一)

七一 (七一)

更に、この研究の中心は、明治二〇〜三〇年代に置かれてゐるが、これは、我々の従事する研究との關聯に基くものであつて、特別の理由に依るものではない。それ故、本稿は、明治二〇〜三〇年代に於ける個人有林の内容分析を目的とするものといふことが出来る。次に、本稿に使用した資料の性格に關して一言してをきたい。

ここに利用した資料は、三重縣北牟婁郡尾鷲町在住の土井治家(以下・土井家と略稱する)に現藏されてゐるものであつて、諸種の資料から林業關係のものを抽出した。それ故、時に十分説き得ざる箇所も存するが、この資料的制約については、豫め諒としていただきたいと思ふ。

(註1) 法的に私有林なる名稱が使用されたのは、明治三〇年制定の森林法以降である。この名稱は、昭和二六年第十國會に於ける森林法の成立によつて消滅した。ここに使用した私有林の概念は、明治四〇年法律第四三號による森林法・第一章總則・第一條の「森林ハ其ノ所有者ニ依リ之ヲ分チテ御料林、國有林、公有林、社寺有林及私有林トス」に據る。

(註2) ここにいふ山林の概念は、地租條例(明治一七年「一八八四年」太政官布告第七號)・第三條・第二類の山林・原野を含む。尙、現行法に至るまで、森林法に於て、森林の概念規定を缺いてゐたことは周知の通りである。

(註3) 個人有林なる呼稱は、筆者による暫定的名稱である。

二

東は熊野灘に臨み、西・南・北に山を負ふた三重縣北牟婁郡は、古くから、林業地として盛名を馳せてゐた。尾鷲林業・引本林業の名に依つて知られた林業地は、何れも、北牟婁郡に於ける林業活動の中心地域であつた。従つて、尾鷲地方は、我々にとつて、所謂「先進的林業地帯」の一つと考へられるのである。

扱て、現在の尾鷲町大字南浦に生活の據點を定めて來た土井家（匿々、濱中と稱し、原則として代々忠兵衛を襲名）が、その本家である土井八郎兵衛家（以下・土井本家と略稱）より分れたのは、寶永年間（一七〇四〜一〇年）のことといはれてゐる。この頃の土井本家は、單なる尾鷲地方の舊家ではなく、幾代かに亘る經濟活動の結果、經濟力をも具へ、既に、牢固たる社會的勢力を確立してゐたことは疑ふ餘地がない。それ故、土井家は、その成立當初から、勢力を具へた尾鷲地方の名門たる地位に立つてゐたのである。このことは、土井家の初代忠兵衛が歿するまでに（正徳五年・一七一五年歿）、山林の取得件數一九、その費用が、一六兩三分二朱、銀一〇二匁五分に達してゐる事實からも推測することが出来る。

右に述べた如く、成立當初から顯著に示された土井家の山林に對する關心は、土井本家による致富の手段を踏襲したものと考へられるが、土井家によつて、絶へることなく、受け繼がれ

て行つた。いま、幕末に至るまでの山林取得件數を掲げれば次の通りである。

地域別 項目別 年次	内 村			外 村			計
	立 木	伐採跡地	杉(檜・山松)	立 木	伐採跡地	杉(檜・山松)	
寶正	4	—	1	—	—	—	5
11	2	—	12	—	—	—	14
3	1	—	10	—	—	—	11
9	—	—	3	—	—	—	3
9	—	—	9	—	—	—	9
4	—	—	9	—	—	—	9
13	—	—	22	—	—	—	23
23	—	—	10	—	—	—	19
19	—	—	11	—	—	6	20
20	—	—	23	—	—	9	30
30	—	—	7	—	—	3	19
19	—	—	25	—	—	9	24
75	—	—	37	—	—	48	75
53	—	—	14	—	—	1	53
26	—	—	6	—	—	1	26
8	—	—	15	—	—	2	8
19	—	—	8	—	—	1	19
2	—	—	—	—	—	—	2
11	—	—	—	—	—	—	11
0	—	—	—	—	—	—	0
計	14	36	268	0	13	77	408

（註）本表は、「山林證文控」（一冊）「他所山林證文控」（一冊）「山林賣買證文」を集計したものである。

「村内」「村外」の名稱は、「尾鷲組内」「同組外」と改正すべきかとも考へる。然し、この兩者に關する考證が不十分な爲に、前者を採用した。

「立木」とは、通例「植杉」等と記され、賣買の對象が明確に立木であると認定し得るもの。

「伐採跡地」とは、通例「伐跡」等と記され、賣買の對象が地籍であると認定し得るもの。

「杉(檜・松)山」とは、それが立木或ひは地籍を示すのか、又兩者を含む名稱であるか判然としない。然し、後述の如く、村内にあつては立木・地籍を含むのが一般的であり、村外にあつては、夫々區別して考へられてゐたやうである。

尙、賣買の對象が各項に亘るときは、一通の證文も三件と數へ、これを夫々の項に記入した。

我々にとつて、ここに表示された件數から、直ちに、取得面積の廣狹乃至立木數の多寡を知ることとは出來ないのであるが、この表に基いて、土井家による山林取得の一般的な傾向を求めるとは可能であると思ふ。

創立以來約七〇年の間、専ら、村内の山林を對象としてゐた土井家は、安永年間（一七七二〜八〇年）に至つて、初めて、村外への進出を試みてゐる。勿論、かかる轉機を喚んだ直接的

契機については知る由もない。然し、第四代の當主源兵衛による尾鷲組大庄屋就任を以て、土井家の在地勢力が頂點に達した期間と考へ、更に、この影響の一つが文化度（一八〇四〜一七九）から天保度（一八三〇〜四三年）に至る山林取得件數の増加（村内に於て全體の約三三％、村外に於て約五〇％）として現はれたとするならば、村外への進出も、土井家の勢力伸張に伴う現象と見て差支へないであろう。事實、この期間に山林に投ぜられた費用は驚くべき額に達してゐる。即ち、その概數は、村内山林の購入に對して、金一、〇一六兩一分二朱、銀一八匁三分八厘、錢五一九文、村外山林に對しては、金一八〇兩二分三朱、銀四三三匁三分三厘、錢五〇〇文の支出となつてゐる。それにも拘らず、この巨額な資本（これは、土井家の勢力の具體的象徴と看做し得るが）の供給源乃至性格を確認することは甚だ困難である。何故ならば、廣汎な領域に亘る土井家の經濟活動は、山林購入に用ひられた資金の性格を複雑にしてゐるのであつて、従つて、それ故にこそ、かかる資金の悉くが、山林經營以外（特に農業）の經濟分野から齎らされたとする速斷は差控へるべきであらう。

尾鷲地方の山林所有者と、江戸・大坂の材木商との間に結ばれた資金網については、日本林制史資料にも、その一部分が述べられてゐる。山林の經營と併行して、代探・製炭、更に、海運業にさへ従事してゐたと推定される土井家が、この例外でなかつたことは言ふ迄もない。次に、やや消極的ではあるが、

この間の事情を窺ふに足ると考へられる資料を掲げやう。

「差入申一札之事」
一此度貴殿御世話を以玉置理兵衛殿所持山林我等兩人に買請
相成ひ、付代金の儀、其御元、迫々、差出右買證文別紙
壹通被相渡ひ、付儲、請取吉田善三郎手前、預り置有之處
實正、御座ひ萬一右山、付故障之品等有之本證文入用之節
*何時、而茂其御元迄持參可致ひ

一右山林年々打廻り下新拔木等之儀者舊來懇意之間柄、付其
御元引請永之御世話可被下管右御世話料として伐拂之節、實
代金高之内、而五歩通相渡可申、并年々諸雜費入用金之儀、
者其節之其御元目録書を以差出ひ管

一右山林之儀尾駕組九ヶ村持之地所、而伐拂之節、九ヶ村御
役人中遂一見分代金高之内壹割通右村方、相渡可申管依、
爲後日差入申一札如件

天保五年九日

江戸、深川、堀川町

出口五郎右衛門

勢州野渡村

吉田善三郎

熊野尾駕浦

土井宗藏殿

但本文御世話料として伐拂之節實渡代金高之内、而五歩通相
渡可申儀者百兩、付金五兩、而御座ひ

即ち、ここに記された土井家の世話料と九ヶ村への分配金を比

御厚配之御執成御苦勞被爲成下、様奉願上、依之書付差上
申以上

安政二年

奥熊野

林浦地土

土井宗藏

土井八郎兵衛殿

本文土井宗藏儀貳分口御役所、而年賦拜借筋一昨丑年迄御定之
通上納仕來、い處舊冬災變、付同人家藏不殘流失仕、内手難澁之趣
、而前書之通、書付差出ひ、付相組、い處申出之通難澁相違無
御座ひ、右者御時節柄奉恐入、得共格別御憐愍之御取扱、以願之
通、御金當卯年々未年迄五ヶ年濟御利足年四朱、被爲成遺被
下、様於私も奉願上、如之書付御達申上、以上

尾駕組大庄屋

土井八郎兵衛

卯四月

宮井彌九郎様

稻垣次左衛門様

書面願出之趣去寅十一月地震津浪、而家藏皆流失難澁相違も
無之格別之譚、以殘金貳百四拾兩當卯年々來、巳年迄三ヶ年
婦壹年八拾兩利足月六朱、乞用捨年々十一月限割合無遲滞相
納可申事

五月

私有林に関する試論(一)

較すれば、土井家と出口・吉田との關係が、單純な、仲介者と
山林買得者との間柄でないことは明らかである。尙、この山林
が九ヶ村の持山であるにも拘らず、土井家がこれを代表するか
の形を以て賣買契約を結んである點については、山林取得の項
に於て考察する。この他、土井家は、時の官憲とも資金關係を
有してゐた。次の資料はこれを物語つてゐる。

「乍恐奉願口上」

一私去、亥年貳分口御役所、而御金六百兩也五ヶ年賦拜借仕
毎年江戸積送荷物代金を以去、亥年、一昨丑年迄三ヶ年之
間御元金百貳拾兩、御利足相添御議定通返上納仕來、い處近
年來諸國共、諸品大不景氣之由時節柄を申立問屋中、仕切
金、勿論荷物内金等も相登、不申昨年上納方甚迷惑仕調金
丹精仕、内昨十一月四日大地震高浪、而人家夥數流失私儀
も家藏不殘流失難澁仕、儀、御座ひ右仕合、付當年春秋兩
度、私所持山林立木入札拂仕右代金取立上納可仕と奉存、
得とも當時之成行、而御議定通上納仕、儀、乍恐行届、
兼、間當卯年々來、未年迄五年賦行濟、奉成戴度奉願上、
左、い、以御陰無遲滞上納可仕儀、御座ひ猶御利足月八朱
、上納仕御座ひ得共以後格別之御憐愍を以年四朱、被爲成
下、様偏、奉願上、右御取扱被爲遊被下、い、可也、取續
出來仕小前共、聊か相増、儀、と重々難有仕合、奉存、い、誠
、不願御時節柄奉願上、儀、奉恐縮、い、得共前段之仕合、何卒御
聞濟被爲遊被下、得、太之御慈悲難有仕合、奉存、い、此段

これに據れば、土井家と官憲との結合は、有事の際に土井本家
の強力な支援を期待することが出来たのであるから、それが如
何に強固に結ばれてゐようとも決して驚くには當らない。むしろ、
我々に殘された問題は、かかる結合を具體的に捉へる技術
的な考慮であるとき、いひ得るのではあるまいか。これと共に、
我々は、山林經營による利益が再投資される場合も見落し
てはならないと考へる。土井家の山林經營に所謂「手控」とし
ての役割を果してゐた「山林順續」によれば、

「場所間赤刈入口川西
一矢濱五四兵衛山壹ヶ所
境目 北彦衛門山 西高尾返、
南尾返、
延享三年十一月
下手前兵右衛門山

「南岡右衛門山壹ヶ所
境目 上右之五四兵衛山
下石切や六兵衛山
南手前文藏山
延享四卯二月
右五四兵衛山尾とツき合
一矢濱文藏山壹ヶ所
境目 北手前五四兵衛山
下六兵衛山限、
外、上壹ヶ所

延享四卯二月
右五四兵衛山尾とツき合
一矢濱文藏山壹ヶ所
境目 北手前五四兵衛山
下六兵衛山限、
外、上壹ヶ所

境目 南庄兵衛山

西かま多山限り

延享四卯九月

右三所尊續

此山天明丑秋手前伐

右伐跡へ

檜 六千五百七拾本 天明二年春植

杉 千六百三拾本

右山之内文政元年秋手前伐

杉 千五百五拾本 文政二卯春植

右山天明植付惣額付貳千九百廿本

天保七未秋入札拂 代金貳百四拾八兩貳分餘其伐跡へ

杉 九千貳百四拾本 天保八丙植

檜 七千七百四拾本

杉 七百人本

天保九戊植

右山之内安政三辰春入札拂額附三百三拾本

代金拾壹兩一步二朱餘 濱中屋柳藏へ賣

其伐跡へ 杉七百五拾本 安政四己春植

檜百五拾本

右山之内萬延元申五月大風痛木、相成手前伐

其伐跡へ 杉千貳百本 文久元丙春植

檜四百五拾本

右山天保八九植付筋北側本家山境目ニ而檜七百本程立置其餘額付三千七百八拾本

明治三年秋手前伐運上金九拾兩也山手金百七拾八兩貳朱餘但し

八木山車後共

其伐跡へ 檜八千六百貳拾本 明治四

杉千八百八拾本

申春植

と記され、天保六年には伐木賣拂金として、金二四八兩餘が取得されてゐる。この金高は、天保度に於ける山林購入費の約五六%に當つてをり、この年度には、約八〇件の立木賣却が行はれてゐることからして、かかる収入の全てが、他の經濟分野に流用され或ひは、そのまま消費されてゐたと斷言することは許されないであらう。

ともあれ、我々は、土井家が山林購入に當てた資金の供給源乃至性格について、その複雑性を、或る程度明らかにすることが出来たと考へる。乍然、右の資料は、何れも、土井家の山林購入資金について確定的な論據を與へるものではなく、且、農業面に於ける資料を全面的に缺いてゐる故に、假令、その複雑性は立證し得たとしても、問題は、依然未解決のまま殘されてゐるのである。例へば、前掲の如く、安政二年(一八五五年)土井家は六百兩の負債返還に苦慮しつつも、他方に於て、金一六六兩二分三朱、銀五一匁五分五厘が山林に投資されている事

實は、單なる複雑性のみによつて説明することは困難である。それ故、この問題に關する限り、我々の研究は、その端緒を提示したに過ぎない。

土井家による山林取得について考ふべきことの一つは、變動期に於て、その取得件數が増加している點である。表示された各年度は實際の年數にかなりの距りが在存しているのであるから、これによつて確定的な結論を導くことは困難であるが、山林取得件數の増加を、土井家による變動期の巧みな利用に基くものと見ることは出来ないであらうか。さきに述べた安政二年の資料にその片鱗を示している如く、土井家の社會的・經濟的地位は、幾多の變動に耐へ得たのみならず、それ等の積極的利用をも可能ならしめていたやうである。従つて、變動期は、土井家にとつて又とない機會を提供してゐたといふことが出来るであらう。

更に、土井家にとつて、中期以後顯著となつた伐採跡地への關心も重要な意義を持つてゐる。いふ迄もなく、杉(檜・松)山への投資が、一般的に、木材の商品化↓植栽↑育樹という過程に代表されるとするならば、伐採跡地へのそれは、正に逆の過程を探るものといふことが出来る。然も、植栽↑育樹を缺く伐採跡地への投資は、農地若くは宅地のそれに比し、極めて貧弱な成果を豫想し得るに過ぎない。加ふるに、山林への投資が恒常的に擔ふ資本回轉の長期性は、これに伴ふ危險負擔の増大と相俟つて、伐採跡地の収益性を著しく削減してゐる。要する

私有林に關する試論(十一)

に、伐採跡地は、投資對象として甚だ不適當であると謂はざるを得ない。それにも拘らず、既成山林と併行して行はれた伐採跡地の獲得は、土井家による山林への投資が單なる餘剩資本の捌け口としてではなく、遙かに計劃性を具へた行爲の具體的表現と考へざるを得ない。換言すれば、安永度以後、土井家による山林の取得には、山林經營の意圖が明瞭に映し出されて來たのであつた。

以上の見解に基いて、我々は、土井家の土地集積過程を、山林に關する限り、一應、次の如く結論する。

疑ひもなく、土井家の土地集積過程には、既成の社會的・經濟的地位が大きな役割を果してゐた。然も、この地位は、山林との結合によつてその多くが維持されてゐたのである。それ故、前者に依つて惹起された後者の増大は、必然的に、前者の強化を促し、更にそれはまた、後者の擴大を準備することとなつた。かかる過程を辿る裡に、山林に對する意識には、漸次、計劃性と合理性とが加へられ、その結果が、伐採跡地乃至幼齡林の獲得となつて現はれたのである。これは、土井家による山林集積に一つの特徴を附與したものととして重視するべきである。

然らば、かかる山林の集積は、如何なる形を採つて進められて行つたのであらうか。以下これに就いて述べる。

(註一)「……左衛門大夫殿 土井氏の家を賜賜ふて(元和年間?)男子四人を生賜ふ……嫡男を新助殿と云是尾鷲の始

祖也……新助殿尾鷲へ參られ賜ひし年月定かならねともれ
たもふに寛永の末の頃(一六四〇年代?)にぞあるらめ!
……(括弧内筆者註)野地義智編・三重縣北牟婁郡地誌・
明治二二年一〇月刊・三四八〜三五四頁・「土井氏系統」
参照。

(註二)「……宗軒居士(元祿一五年—一七〇二年)八月二五
日歿)の世に當りて貨殖の事をなし賜ひ酒をも譲らせられ
たりとそ……宗壽居士(寶曆六年—一七五六年)歿)……貨
殖の事を大にして……田畑山林を買廣められ杉を植させられ
小原野(字名)を新墾し遂に家業を成就し賜へり……」前
掲書・参照。

(註三)土井家の略譜は次の通りである。

- 初代 忠兵衛 寶永年間、土井本家より分家。正徳五年歿。
 - 二代 忠兵衛 幼名半三郎、藤右衛門とも稱す。安永三年歿。
 - 三代 忠兵衛 幼名忠助、後佐五郎と稱す。文化元年歿。
 - 四代 源兵衛 幼名萬助、尾鷲組大庄屋を勤む。天保四年歿。
 - 五代 宗 藏 嘉永六年歿。
 - 六代 美之吉 土井本家より養子に入る。安政元年歿。
 - 七代 達五郎 明治三一年歿。
 - 八代 忠兵衛 昭和二三年歿。
- (註四) 註二・参照。

(註五) 後出の如く、山林賣買證文には、立木數竝に四至に
關して克明に記載されてゐるが、面積については何等の記
事も残してゐない。

(註六) 詳細は、後出「山林購入代金一覽表」參看。

(註七) 日本林制史資料・和歌山藩・「大坂佃屋六兵衛中
井浦四兵衛へ荷物取引山方仕入金之儀ニ付取扱一件」(三
七七〜三八六頁)、「西谷御山榎茸木練合取扱一件」(三二七
三六四頁)

(註八) 製炭業については、同右書・「江戸小袖場炭賣捌仕
切勘定竝仕出諸入用調書上帳」(三六四〜三七六頁)及び、
野地義智編・前掲書・三五二頁參照。海運業については確
たる資料を缺く。従つて、この敘述は現地調査の結果得た
ものである。然し、左の資料は、これと無關係ではあるま
い。

「賣渡申廻船之事

一九百五拾石積廻船壹艘

代金貳百貳拾貳兩壹步也

右代金ニ賣渡申處實正也則代金不殘體ニ請取船相渡無出入相
濟申候右船之儀ニ付違亂妨申者無之ハ爲後日廻船賣渡證文依
如件

大坂長堀筋問屋川

安永貳年

船賣主大津屋吉郎右衛門

己十月十七日

代源 藏

大工

牛窓屋久太郎

紀州尾鷲

濱中惣藏殿

右船是迄木ノ元浦萬屋彌右衛門方支配爲致有以處此度作略ニ
付家等方へ引取其元へ賣渡以處相違無之ハ尤彌右衛門方が賣
上書付家等方ニ請取申以上者外が故障之品無之ハ若妨申者有
之ハハ家等方が譯立少茂御損御世話懸申間敷以爲日諸書付
御座以上

大津屋太郎右衛門

代源 藏

牛窓屋

久太郎

濱中惣藏殿

(註九) 傍點、括弧内は筆者註、以下同斷。

(註十) 「慶應元年

山林順續

正秋改正」

(註十一) この理解の一助として、寛正五年丑九月・尾鷲組
大指出帳(水産廳資料整備委員會筆寫・藏)より、林浦の
部分を抜萃してをく。

林浦

林浦庄屋 與四郎
肝煎 惣藏

私有林に關する試論(一)

戊子迄三年定三ツ七分

一本田畑高合七拾三石九斗七升貳合

此町五町七反七畝拾五步

押合反ニ壹石貳斗九升七合よ

内

高五拾五石七斗四升三合

此町四町貳反四畝廿九步

(略)

高拾八石貳斗貳升九合

此町壹町五反三畝貳步

(略)

一新田畑高合拾壹石貳斗六升六合

此町壹町九反八畝步

(略)

(註十二) 後出の「山林購入代金一覽表」參看。

(註十三) 既成山林とは、代期齡一五〇〜六〇年—前後の山
林を想定した。詳しくは、次節、註十一參照。

(註十四) 本表は、前出の「山林證文控」「他所山林證文控」
に基いて作成した。

本表に於ては、一兩四分、一分四分、として計算し
たが、金・銀・錢は夫々の貨幣單位毎に集計し、換算は行
はなかつた。蓋し、換算基準の設定に困難を認めたらから
ある。

年次	村別 項目	村 内					村 外													
		金	銀	錢	文	總件數 不詳件數	金	銀	錢	文	總件數 不詳件數									
永	正	4	1	2	102	5														
德	保	12	2	0	102	14														
享	文	14	1	0	320	11														
元	延	12	0	0		3														
寛	享	40	0	0	7	9														
寛	延	61	0	0	5	9														
寛	延	15	0	0	11	4														
寛	延	96	2	0	22	13														
明	安	158	1	0	5	22														
安	天	138	0	0	27	10														
天	寛	126	0	0	40	11														
寛	享	259	3	0	67	24														
享	文	47	0	0	7	8														
文	和	301	0	0	22	31														
和	政	282	1	0	106	28														
政	保	433	0	2	52	45														
保	化	150	1	0	12	16														
化	永	115	2	0	6	7														
永	政	155	2	0	51	18														
政	延	2	2	0		1														
延	久	57	0	3	32	9														
久	治																			
治	應																			
應	計																			
計	合					298	4													87

三

土井家によつて行はれた山林取得の方法は多種多様に互つてゐる爲に、これ等を一定の類型に従つて區分することは、恐らく不可能であらう。それ故、我々は、そこに現はれた重要な事項を中心として、逐次、検討を加へて行くこととする。

土井家の行つた山林の取得は、これを契約期間の面から見れば、「永代賣買」と「年季賣買」とに分つことが出来る。乍然、後者と雖も、その實質に於て、前者と同一視される場合も決して尠くない。例へば、契約期間が九九ヶ年の長きに亘り、或ひは亦、期限の終了を持たずして、再三期限の延長を繰返してゐる場合の如きである。然し、これ等が終局的に如何なる姿を採るに至つたかは知ることが出来ない。資料の空白による、止むを得ざる結果とも稱すべきであらうか。更に、兩者の分布についていへば、村内山林の取得が、悉く一僅か二件を除き一永代賣買に屬してゐるに反し、村外に於ては、年季賣買が壓倒的多數を占めてゐる。勿論、このやうな際だつた相違を、單なる地域の差異に歸することは出来ないであつて、このことは、當時展開されてゐた土井家の經濟活動の一環として、社會的背景をも加味しながら説明すべきものと考へる。我々は、この現象について、現在の段階では、次の如く理解してゐる。即ち、村外山林の取得に於て經驗した幾多の障害一相對的意味に於て一は、山林の經營に際して豫想される管理・運営の困難さと相俟

私有林に關する試論（一）

つて、所有權の設定を強く希望するに至らなかつた。この結果、永代賣買が村内山林について、また年季賣買が村外山林について、夫々支配的な取得形態となつたのである。次に、かかる賣買を惹起せしめた諸要因について考察しよう。

土井家の山林證據文控に記された山林賣買の理由の中で、最も多いのは、所謂「賃租未納」である。勿論、この種の原因が、屢々、背後に潜むより具體的な理由を隠蔽する爲の、謂はば「名目的理由」であることは周知の通りである。然し、具體的理由の究明を閉ざされてゐる以上、我々としては、賃租未納も原因の一つとして數えてをかなければならない。この他、借金を基く山林放棄の例も存在してゐる。全體的にみれば、借金を理由として明記した例は僅ではあるが、我々は、これに依つて、具體的理由の一端を知ると同時に、山林の取得經營に秘められた土井家の經濟力が、凡ゆる領域に進出してゐた事實を看取することが出来る。殊に、かかる借金によつて、父子二代が拘束されるに及んでは、最早や、少數の故を以て葬り去ることは出来ないであらう。

これ等の原因と並んで、賣買による山林の移動狀況を説明する資料も見られる。これは、村外山林について土井家の採つた態度を、部分的ではあるが、知り得ると思ふので、左に、その資料を掲げる。

「賣渡申杉山之事

八一（八一）

一字從尾杉山壹ヶ所

木敷 植付千三百本餘
繪木壹本四尺廻リ

東西ハ貴殿山限リ

境 目南ハ 尾駕八郎兵衛殿山限リ

北ハ 庄次郎殿山限リ

右ハ我等此度要用之儀ニ付賣渡金子受取申所實證ニ御座ハ右山之儀ニ付一家中ハ不及申他方妨申出一切無御座ハ萬一六ヶ鋪儀出來仕ラ、印形人ハ不及申請人罷出急度埒明貴殿ハ少シ茂難儀懸申間飾ハ爲後日賣渡證文如件

賣主 三木里浦

傳五郎 ㊦

請人 同所 喜三八 ㊦

證人 同所 庄藏 ㊦

安永七年

戊七月

三木里浦

平次郎殿

右所書證文を以賣渡代金請取申所實正ニ御座ハ然ル上ハ御勝手ニ次第ニ御支配可被成ハ

戊七月 三木里浦

平次郎 ㊦

土井忠兵衛殿

即ち、形式的には轉賣であるが、右の資料及びこれに類する他

「賣渡申杉山之事

場所間素川福松

一杉山壹ヶ所 但シ立木不殘地とも

境目 西ハ上 尾限リ南浦與兵衛山

南ハ上 矢濱村地下山并ニ貴殿山

北ハ 尾限リ林浦新平山

下ハ東 貴殿所持山限リ

代金三拾六兩也

右杉山行野浦村持山ニ罷在ハ所金子要用之儀ニ付此度貴殿方ハ相對を以賣渡則代金本行之通體ニ請取申ハ處實正也(後略)

天保十五年

辰八月

行野浦 下地惣代

長次郎 ㊦

同所 右同斷

市五郎 ㊦

同所 右同斷

幸助 ㊦

同所 組頭

増五郎 ㊦

同所 肝煎

辰之助 ㊦

同所 庄屋

善六 ㊦

林浦

土井忠兵衛殿

がその一例である。

以上を、假りに、單純な賣買形式と呼ぶならば、我々は、時折、複雑な賣買形式によつてあるため、判斷に苦しむ場合がある。例へば、前節(註九)に掲げた天保五年午九月(一八三四年)の文書と、次の文書とを比較してみやう。

私有林に關する試論(一)

「差入申一札之事

一 拙者方々玉置理兵衛方江貸金有之右之方江御地字泉杉山壹ヶ所拙者ハ貴殿以兩名前々此度買請ハ得共全ク拙者所持ニ相違無之ハ則右買證文壹通此節被相渡體ニ請取ハ處實證也尤右之山林見ヤ口以且拔伐等ニ成迄舊來懇意之間柄ニ付永々御世話可被下管若右山林伐拂又者 屈人直段ニ上里賣拂等之御九ヶ村地下ハ勿論貴殿方御世話料其外諸入用之儀ニ天保五年先代善三郎ハ差出有之ハ書付通少も違亂無之管爲後證差入一札依而如件

弘化四年

未正月

勢州野渡村

本人

吉田善三郎 ㊦

同苗 覺助 ㊦

同所 親類請人

吉田久右衛門 ㊦

濱中忠兵衛殿

これは、相續人吉田善三郎が、元玉置理兵衛の所有にかかると井浦(?)大字泉所在の山林について、先代善三郎と土井家との間に交された契約を再確認した文書と思はれる。いま、これを文書(一)と呼び天保度のそれを文書(二)と呼ぶことにしやう。文書(一)から、我々の知り得ることは、文書(二)の山林賣買が、直接的には、吉田・玉置間の貸金に起因してあるといふことである。従つて、文書(一)は、その原因よりすれば、借金の部に屬するものと謂い得るであらう。ところが、文書(二)に於て「我等兩人買

請「相成り」として出口・吉田の名前が記されているにも拘らず、文書(二)にあつては、「拙者が貴殿以前名前此度買請ひ」と、土井家も買得者の一人に數へられてゐる。換言すれば、天保五年から弘化四年(一八四七年)の間に、同一山林に對しての買得者が、吉田・出口から、吉田・土井へと變化したのである。この變化に對して、

(イ)文書(一)に示された、伐採時に於ける土井家への分配金が非常に高額であること。

(ロ)文書(二)に「代金之儀者其御元正追々差出」と、土井家への山林代金支拂が認められてゐること。

(ハ)この山林が尾鷲組九ヶ村の持山に屬してゐること。

(ニ)文書(二)には、九ヶ村との關係を規定する言辭に積極性が缺けてゐること。

を考へ併せるならば、これ等の文書は、土井家による山林取得の秘められた面を物語つてゐる様に考へられる。即ち、土井家は、實質上、山林購入者の一人であつたにも拘らず、この山林が九ヶ村の持山に屬してゐる爲、自己の名を表面化することが出来なかつた。従つて、舊くから特殊な關係に結ばれていた出口・吉田を名義上の取得者とし、自からは管理者―實質上の山林經營者―となることによつて、事實を糊塗してゐたのであるまいか。それども、土井・亘理・吉田の間に行はれた巧妙な策略であつたらうか。何れにせよ、嘗つては、山林の仲介者・管理人であつた土井家が、一四年後に到つて、購入者の一

人に名を列ねてゐる事實は、土井家による山林の取得形態を理解する上に、極めて重要な示唆を興へるものである。

次に、取得された山林の内容に就いて検討してみよう。我々は、さきに、土井家によつて取得された山林を、「立木」「伐採跡地」「杉(檜・松)山」の三種類に分けた。然し、これを詳細に觀察すると、その多様性の故に、何れと斷定し難い場合も一再に止まらない。然も、山林の内容が持つ意義は誠に重大である。何故ならば、取得山林の内容如何は、土井家の山林に對する態度を、或る程度、規定することが出来るからである。即ち、それ等が、假りに、既成の山林を以て構成されてゐたならば、土井家は、山林投資に附隨する一般的制約―資本回轉の長期化を避け、立木の商品化に力點を置くものとなり、その資本は、商業資本的性格の濃いものとして映るのである。これとは逆に、土井家の對象とした山林が、幼齡林乃至伐採跡地を主としてゐたとすれば、植栽―育樹の重視となり、山林經營の意圖が明確化されることとなる。乍然、この全く相反する規定も、兩者の構成要素が、相互に密着してゐる爲に、截然たる基準の設定は非常に困難である。

擬て、「立木」の内容は、境界木・杉木・植杉・杉林等として表はされてゐるが、境界木・杉木は、賣買件數・木數に於て僅であり、それ自體が大きな意味を持つとは考へられない。これに比べ植杉・杉林といふ表現は遙かに多數を占めてゐる。然し、それ等の内容は、但書等に明記されたものを除き、推測さ

へも難しい。いま一例を探つてみる。

「賣渡申杉林之事

場所八木山七回

一杉林壹ヶ所 木數杉檜大小不殘

境目

南々上迄土井町利右衛門山限り北東大道限り下へ

右へ此度要用之儀ニ付右代金ニ賣渡金子請取申處實正ニ御座也

(後略)

明和七年

寅二月

木人 林浦

安兵衛 ㊦

請人 同所

利右衛門 ㊧

林浦

忠兵衛殿

とあつて、この杉林の内容は不明であるが、他の資料である山林順續と照合すれば、

「場所八木山七回」

一林浦安兵衛山 壹ヶ所

境目 東 往環限り

南 土井町山并ニ興兵衛山

北 林(浦)茂右衛門山限り

明和七年子七月

寛政丙秋手前伐

私有林に關する試論(一)

伐跡へ杉千六百本 寛政二戌植

杉千二百六拾本 同三亥植之

檜千四百四拾本

右山天保六未秋入札拂 七百本

代金三拾兩也

伐跡へ杉貳千八百本 天保七申植之

檜千六百本

安政六未秋手前伐 此藥付貳百四拾本

此伐採へ杉七百五拾本 萬延元申植之

檜千五拾本

右天保七申植付千貳百七拾貳本

明治六酉入札拂 代金九拾四兩

其伐跡へ檜貳千五百本 明治七戌春植付

杉五百本

と記されてゐる。そこで、當時の伐期齡が五〇年乃至六〇年であることを考へ併せるならば、この山林は明和七年(一七七〇年)取得、寛政八年(一七九五)年伐採賣拂となつてゐるので、その内容は所謂「中木」と規定してよいであろう。勿論、この例を以て、土井家の山林全般を推定することは許されなと思ふが、次表の如く、取得年月日と伐採年月日との間に、かなりの期間がかけられる故に、比較的多くが、小苗・中木山に屬してゐたのではなからうか。

「表 一」

年	次	山林取 得件數	手前伐 (已)	立木 (處分)	伐採 不明
寶永元年~享保20年(1704~1735)		30	0	0	0
元文元年~明和8年(1736~1771)		61	3	0	0
安永元年~寬政12年(1772~1800)		63	24	1	4
享和元年~安政12年(1801~1830)		116	56	3	6
天保元年~延享元年(1830~1860)		79	70	76	33
文久元年~明治10年(1861~1877)		12	23	27	5

(註) 本表の年次は、概ね三〇年毎に区分した。

(一)は、さきに掲げた山林取得件数から、伐採跡地を除いたものである。

(二)(三)は、何れも、山林順續によつて作成した。括弧内は筆者註である。

(四)は、伐採の事實は確認し得ても、伐採方法の不明なものである。

この推測の正否は暫く措くとしても、立木の理解を曖昧ならしめていた最大の原因は、それに附屬する地上權・土地所有權に就いての問題である。例へば、境界木の撤去は、形式の如何を問はず、土地に關する何等かの變化を伴つてゐることは明白であらう。このことは、ひとり境界木にのみ限られたことではな

く、植杉・杉林に於ても同様である。然し、これに對しては、地上權の移讓も含まれてゐたであらうといふ推論の域を一步も出ない。
「伐採跡地」の内容は簡明である。これは、「伐跡」「伐跡植場所」等とも呼ばれ、單獨に賣買され、時には、立木・杉山と併記されてゐる場合も散見する。端的にいへば、かかる例の存在が、一方に於ては、立木に就いての疑問を生み、他方、伐採跡地の概念に、屢々、混亂を生ぜしめてゐるのである。然し、伐採跡地に關しては、既述の處理方法に依つて完全を期し得るものと考へる。

「杉(檜・松)山」は、賣買對象の主要部分を占めて居り、常識的には既成山林と考へられるのであるが、前記の表一によれば、かかる解釋には非常な危険が伴ふやうである。従つて、我々は、これらの内容を強ひて規定することなく、唯、村内に於ては永代賣買土地所有權の移轉であり、村外では、年季賣買土地所有權の使用であつたことを指摘するに止める。

以上述べた山林賣買の形式及び内容は、土井家の山林、ひいては、我が國の私有林の理解を深める上に缺くことの出来ない問題を含んでゐる。それにも拘らず、從來、この點についての研究は、ともすれば、輕視され勝であつた。未熟を顧えりみず、敢へてここに強調した所以である。

次に、土井家の山林經營を知る上に、參考となる事項を述べやう。

(註一) 永代賣買の一例。

「永代賣渡申杉山之事

一向井山瀧之方杉山場所杉有次第松山共右者卯ノ上納金ニ差つまり金貳歩ニ而賣渡申處實證にて御座右杉松山ニ付何方々如何様之六ヶ敷事出来いとも我等罷出急度埒明可申以爲其賣手形如此ニ御座以
(享保貳拾年)
賣主 林(浦)
卯極月 源右衛門 ⑩
同 茂兵衛 ⑩

年季賣買の一例。

「賣渡申杉山之事

一字片面河原谷杉山壹ヶ所 本數大小不殘御見分通リ
代金三拾五兩也
東ハ 入口雜木山限リ
西ハ 植留リ雜木限リ
南ハ 尾返シ雜木限リ
北ハ 雜木限リ
年賦之儀ハ當辰方來ル卯迄六拾年限リ
右ハ私儀此度御納所金ニ指詰リ賣渡シ代金請取申所實正ニ御座右山之儀ニ付一家中ハ不及申外方少も故障申儀無御座以萬一妨出来任ラハ本人ハ不及申請人罷出急度埒明貴殿へ少も掛御苦勞申間鋪以然上ハ年賦中御勝手ニ次第ニ御支配可

私有林に關する試論(一)

被遊以爲後日賣渡證文依而如件

本人 三木里浦 ⑩
同所 請人 平次郎 ⑩
天明四年 辰七月 松右衛門 ⑩
請人 名柄村 ⑩
同斷 藤右衛門 ⑩
賀田村 ⑩
多 助 ⑩

(註二) 年期延長の一例。

「賣渡申山林未年之事

場所ハ八木山入口壹里塚上リ右側
一杉檜山未年壹ヶ所
但 境目之儀者文化八未貴殿へ賣渡有之古證文之通年賦當己方來寅迄十ヶ年者文化八未貴殿へ賣渡有之年掛リ其先キ卯方來ル卯迄八拾五年此度賣渡申シ都合九拾五ヶ年ニ成る
代金貳兩壹歩也
右ハ此度要用之儀ニ付本行通相極ノ貴殿へ賣渡代金隨ニ請取申所實正明白ニ御座以(後略)

弘化二年 己六月 名柄村 本人 藤右衛門 ⑩
八七 (八七)

同所 請人

幸 七 ㊦

濱中忠兵衛殿

(註三) 村内の山林に於ても、右に示した典型的な永代賣買

は稀である。即ち、その大部分は、年限に関する記載を缺いてゐる。然し、山林順續を参照すれば、これは、山林證文控—個々の山林證文を筆寫し、一冊に纏めたもの—の性質上、記載の必要を認めなかつたと解される。

尙、壓倒的多數といふ表現は、山林順續に村外山林の記事が缺け、數的確認を不能ならしめてゐる結果である。概數をいへば、村外山林の永代賣買は僅か五件に過ぎない。

(註四) ことにいふ山林證文控とは、山林證文控・他所山林證文控・及び山林賣買證文を總稱したものである。

(註五) 具體例は前記、註一を参照。

(註六) 借金による山林賣却の一例。

「 請取申金子之事

一金壹兩貳步也

右ハ去ル卯年金三兩借用致此質物ニ八木山七曲リ之下にて杉林壹ヶ所書入置限月も迫金子才覺相成リ不申依之右之山其元ハ相渡ル處ニ御了簡ハ右之金子御合力被下體ニ受取ル右之杉山ニ付外ハ故障無之ハ(後略)

本人 林浦

安兵衛後家 ㊦

寶曆十三

八八 (八八)

證人 同所

庄兵衛 ㊦

未九月

林浦 忠兵衛殿

(註七) この例を左に掲げる。

「 賣渡申杉林之事

場所かけの本文次郎田地石垣外

一杉林壹ヶ所 但し杉檜大小不殘

外ニ松木貳本

境目 東ハ 文次郎田地石垣限リ

西ハ 谷川限リ

下ハ 其元買持文次郎林限リ

年賦當申カ來ル 亥年迄四拾年限リ

代金

内

金五兩壹步 杉山書入借用

金壹兩也 松木書入借用

ノ金六兩壹步也

天明八年申二月親藤七借用元金

右者我等所持之所親藤七借用金返済不仕ニ付右元利ニ不相當

ハ共右杉林松木相渡借用金皆濟ル所實證也然上ハ(後略)

本人 名柄村

徳右衛門 ㊦

文化九年

申十一月

請人 同所

嘉之助 ㊦

請人 同所肝煎

六兵衛 ㊦

尾鷲浦

忠兵衛殿

(註八) 杉(檜・松)山の例は註一参照。

立木について一例。

「 賣渡申植杉之事

一木數三百本程

場所 向山瀧之上

右之植杉代金貳步ニ賣渡申處實正也他之構少も無御座ハ(後略)

賣主 林浦

嘉兵衛 ㊦

寶永五年

子ノ十二月

請人 林浦

平三郎 ㊦

林浦

忠兵衛殿

伐採跡地賣買の一例。

「 賣渡申山林未年之事

場所 八木山往環字湯捨

一伐跡 壹ヶ所

私有林に関する試論(一)

八九 (八九)

上東(ハシケヒ) 小口八郎次山

境目 北ハ 貴殿持山

南ハ 濱中八郎兵衛山

下ハ 往還限リ

年賦當己カ來ル 辰迄六拾年限リ

代金貳步也

右之山林拙者所持之所要用之儀ニ付此度本行年賦ニ相極、賣

渡代金體ニ請取申所實正ニ御座ハ(後略)

名柄村 本人

為右衛門 ㊦

弘化二年

己六月

同所 請人

幸 七 ㊦

濱中忠兵衛殿

右之通致承知ハ以上

名柄村 庄屋

忠右衛門 ㊦

(註九) ここにいふ既成山林とは、概ね伐期齡(五〇〜六〇年)に達してゐると考へられるもの。

(註十) 境界木の一例。

「 賣渡申杉林之事

場所 忠太峯

右之杉林加兵衛カ其元ハ渡リ申山際ニ有之處彼是致處ニ付此

度右代として錢五百文請取申處實正也(後略)

延享四年

本人 南浦

長 助 ㊦

卯、二月

證人 中井(浦)

市右衛門 ㊦

「藤右衛門殿」

杉木に關する一例

「賣渡申杉木之事

一杉立木壹本

代金壹步貳米也

右之杉木文政五年霜月貴殿へ賣渡り元私所持山之中ニ有之所其節ハ心當テ有之右杉木除置ルハ共此節金子入用之儀有之此度貴殿へ賣渡代金儲ニ請取申所實正也(後略)

本人 林浦高町

文政七年

惣右衛門 ㊦

申十月

請人 林浦濱

惣 七 ㊦

「土井宗藏殿」

(註十一) 現在、この地方に於けるスギの適正伐期齡は、概ね、四一〜四五歳とされてゐるが、(參議院農林專門委員室編・全國森林會發行・第十國會における森林法・同施行法・審議資料・七六頁參照)山林順續によればこれよりもやや長く、五〇〜六〇歳と考へられる。(註十二) ここにいふ中木とは、一五〜二五年程度の立木を

想定した。

(註十三) この一例として、

「賣渡申杉櫨之事

場所矢川長尾之高

一杉櫨山 壹ヶ所 但シ伐跡植場所とも

北ハ 阿ら山限リ

境目 上ハ 阿ら山限リ

西南ハ 阿ら山限リ

下ハ 貴殿山限リ

代金 拾貳匁

右之山林所持之所金子要用之儀有之此度貴殿へ賣渡し(後略)

本人 向井村

文政五年

伊左衛門 ㊦

午極月

請人 同所

伊 八 ㊦

證人 同所

長 吉 ㊦

「土井宗藏殿」

(註十四) 前節の取得件數表に於ける註記を參照。

(未完)

書評

クライン「計量經濟學概論」

鈴木 諒

ここに紹介しようとする Lawrence, R. Klein, A Text-book of Econometrics, New York, 1953, pp. VII+335 は、先に著わされた同一著者による Economic Fluctuations in the United States, 1921-1941, 1950 の補完的著作とも見られ、前者において使用された程度の統計技術の意味の解説が本書の目的と見られる。本書の表題は、一見して現代の計量經濟學の水準を示す如くに見えるが、内容は、ティントナーの「エコンメトリックス」に類似のもので次の七章から成つてゐる。第一章「計量經濟學的接近」、第二章統計的基礎理論、第三章「總計した模型」の estimation、第四章 computational design、第五章 Method of sector analysis、第六章計量經濟學の適用、第七章計量經濟學の特殊問題、以上の外に附録として、行列及び行列式の解説が收められている。著者は

クライン「計量經濟學概論」

「最近十年間における計量經濟學の發展は頗る目覺しいものがあるにも拘らず、その技術を解説した適當な教科書の缺除を痛感して本書を著した」と序文で述べてゐる。第一章は第一節「計量經濟學の意味」、第二節「計量經濟學において使用される命題の源泉」、第三節 autonomous relation の概念と分れてゐる。計量經濟學は數學的な理論構成をとるが、數理經濟學と全く同一のものではない。その基礎理論はかなり大きい部分は抽象的一般理論の上に組立てられ、その結果は種々の具體的問題に適用される。その經驗的な應用方法がまさに本書で問題とされるのであつて、數理經濟學においては人間行爲の pattern の關係が正確に充されるが、計量經濟學においてはその關係からの不規則な偏倚が問題となる。計量經濟學は觀察値をとり扱うのであるから、その敘述は過去に關するもので、將來における經濟的行爲を知ることとはできない。只、われわれは過去の歴史から將來における未知の領域をできるだけ正確に記述しようとするのである。

例へば生産量を y 、input の量を x と表すと、理論的には、 $y = f(x_1, x_2, \dots, x_n)$ と表わすことができる。しかし計量的には不規則變動 u を考慮して、 $y = f(x_1, x_2, \dots, x_n) + u$ と表わさねばならぬ。 x と y は直接に觀察可能な値であるが、 u は直接に觀察することはできぬ。スルツキイの基本方程式でも理論的には $\frac{\partial x_1}{\partial y} + \frac{\partial x_2}{\partial y} = \frac{\partial x_1}{\partial y} + \frac{\partial x_2}{\partial y} \dots \dots$ と表わ

九一 (九一)